

## 令和2年度 第4回区長会 意見交換会のまとめ

- ・日時：令和2年10月16日（金）16：00～17：00
- ・場所：産業文化センター 5階 大ホール

### テーマ：災害時要支援者名簿の活用について

※「災害時要支援者名簿」及び「防災活動名簿(町籍簿)」の保管・活用方法と活用における課題等をポイントとして意見交換をした。

### 【Aグループ】(参加区：22・23・29・30・32・34・39・40)

- ・個人情報の取り扱いなどについて厳しい意見の人がいるが、「逆手上げ方式」にすると、手を挙げなかった人は、支援対象となり、こちらもやりやすい。
- ・私の区では、安否確認訓練を行った。家族全員が無事だったら黄色のリボンを玄関先にわかるようにしておく試みをしたところ、リボンの掲示率が参加者の91.8%だった。こういう取組は、継続していきたいと考えている。
- ・現在、4つの町内会が防災名簿を作成していない。今回、1町内会は作成することになり、残りの3町内会も作成してもらえよう促したいと思っている。
- ・班長は、名簿を見て安否確認をしているが、皆さんの取組を参考にして、マップも追加すると良いと思った。
- ・今回、防災活動名簿（町籍簿）というものが配られたが、「町籍簿」と記入されているのが理解できない。入居時に、町籍簿はもらっている。
- ・民生委員が独居老人宅を住宅地図に落として、把握している。
- ・要支援者名簿がなければ動けないようなら、名簿があったとしても動けないだろう。名簿が先行すべきではない。
- ・要支援者名簿と防災活動名簿はドッキングすべきで、市役所内で課を分けて取りまとめることも理解できない。1枚で済ませられると考える。
- ・個人情報の真の意味を理解して町内の人に周知すべきである。
- ・マップを活用し、名簿2つを町内会長も持っている。
- ・住民が足で稼いだ情報がある。今から、再チェックし、要支援者もリンクされているか確かめようと思うが、多分やってあると思う。
- ・私の区では、3分の1くらいの町内会には、町籍簿はあると思う。
- ・町籍簿は、今年度更新した。町内会長も含め、意識が高まってきている。
- ・独自で要支援者を調べたら、多数になりすぎて、支援しきれない数になってしまった。要支援者名簿を逆手上げにすることで、把握しやすくなるので助かる。
- ・くらし人権課で協力いただいた規約は、とても役に立った。今後、平時に使う名簿として規約の内容を変えたらどうだろうか。また、文言などについてのアドバイスがほしい。

**【Bグループ】（参加区：2・6・21・24・26・31・35・36・38）**

- ・災害時要支援者名簿は、区長、副区長、町内会長が持っている。（他4つの区が同様）
- ・町内会長に渡すのは心配である。
- ・区長では、把握は無理なので、各町内会長とも共有し、区長に許可を得て、誰でも見えるようにした方がよいのではないか。
- ・町内会長、民生委員、区長が連携して活用している。
- ・私の区では、防災活動名簿は、オリジナルのものを作成している。災害時要支援者名簿をもとに、防災活動名簿に追記し、防災活動名簿のみですむようなシステムにしている。
- ・災害時要支援者名簿と防災活動名簿の使い方に規約はない。町内会長に渡すが、どう使うのかわからない。使い方をはっきりすべき。
- ・災害があったことがないので、活用できるかわからない。シミュレーションをしたこともないし、しても机上の空論である。
- ・災害時要支援者名簿は、町内会長と区長が持っているが、使ったことはない。使われていないのが実態。11月に避難訓練を行い、災害時要支援者名簿に載っている人の安否確認をやりようと思ったが、戸別訪問は、コロナの関係でやめた。来年は、区長は変わるが、やりたいと思っている。
- ・区の防災訓練で、要支援者を実際に見に行くのは、班長である。
- ・私の区では、連絡網を作った。区長から町内会長、町内会長から民生委員と班長に連絡し、班長から各世帯へは、電話か訪問によって連絡することとしている。連絡網は作ったが、有事の際に役に立つかは不明である。町籍簿は、町内会長が持っているが、なくす心配があるので、規約を作って、災害時要支援者名簿、防災活動名簿ともに責任をもって保管させるようにしたいと考えている。
- ・有事が土日ならいいが、平日だと、班長も町内会長も働いている。役に立つのか、連絡がつくのかかわからない。
- ・各町内会には規約があるが、区にはないので、現在、作ろうとしている。
- ・区長がそこまで管理すべきなのか。市がやるべきものではないか。災害時に、区長が「〇〇さんは、こっちへ」などと命令する権限はない。
- ・防災倉庫では足りないので、市の補助金を使って、集会所に防災グッズを備蓄しておくことを考えている。
- ・市として、有事の時のマニュアルはあるのだろうか。
- ・社協と協力して、75歳以上の独居者と高齢者世帯のマップを作った。災害時要支援者名簿は、限られた人しか知らない。隣の人が載っているのかもわからない。マップに災害時要支援者名簿を入れることは、プライバシーの観点から難しいようだ。しかし、これでは、隣の人を助けるのは無理だと思う。
- ・班長まで災害時要支援者名簿の情報が届かないと、動けない。

- ・災害時要支援者名簿で、「〇〇さんを助けてあげて」という申し送りは、班長にしている。
- ・災害時要支援者名簿と防災活動名簿は、区長と町内会長しか持っていない。
- ・保管は、町内会長までとすべき。だが、ある程度情報は流すべき。
- ・町籍簿の更新は、町内によりできていたり、いなかったりする。
- ・個人情報保護法が盾になっている。「何で知っているんだ」となることもあり、町内会長も躊躇している。

### 【Cグループ】（参加区：10・12・17・18・19・20・25・49）

#### 【災害時要支援者名簿について】

##### ◎活用方法について

- ・名簿をもらうが、どう活用したらよいかわからない。他の区ではどのように活用しているか教えてほしい。
- ・名簿の保管は区長だけ(3つの区)。区長と町内会長が保管(5つの区)。
- ・「区長だけが名簿をもっていればよい」という町内会長もいる。
- ・氏名、住所、電話番号は、個人情報ではないという共通認識をもってもらうように説明を行い、了解してもらったうえで名簿を保管している。(2つの区)
- ・町内会全員が見守り隊であるという認識で動くように働きかけている。
- ・100歳の母親をずっと要支援者名簿に載せていたが、はっきり言って載せているだけ。どう活用されるのか全くわからない。
- ・災害時に使用する名簿なので、「この家にこういう人がいる」ということを把握しているだけで、いざという時に助けることができるのではないか。
- ・区に入っていない人も名簿に入っている。防災活動名簿は、区に入っている人しか載っていない。災害時要支援者名簿は、国の法律にのっとって作成し、警察、消防、民生委員等の法に決められた人が保管しているのなら、法律に基づく立場からすると、区は責任がないので、任意の区長が持つ必要があるのか。配られるべきではないのではないか。
- ・大きな災害が起きた時に、やはり地域の力が大切になってくる。議論しながら活用方法をみんなで考えていくことが大切だと思う。

##### ◎誰を優先させるか

- ・まずは、自分と家族の安全を確保してから他の人を助けることになる。

#### 【防災活動名簿について】

- ・マンションだとなかなか名簿を出してくれないので難しい。本当に作成する必要があるのか。
- ・町籍簿の中に、要支援者のチェックが入っているとよい。
- ・区によって違うので、作成しなくてもよいのではないか。うちの区は、名簿がなくても、みんな町内の人のことを全部わかっている。

- ・名簿を作成する意味や役割などについて、広く広報を行うべきである。個人情報とかを言う市民に対して市はきちんと説明するべきである。
- ・何か起きた時に実際に動くのは、町内会長、班長である。町内会長、班長がいかにか動くことができるか考えていく必要がある。
- ・市役所は、全市民の情報を知っているはずなのに、なぜあえて防災活動名簿を作る必要があるのか。
- ・今は、すべてが正常に動いているときに話し合っているが、災害時は、システムもダウンし、市役所の機能もストップする中で、紙ベースの防災活動名簿が役立つのではないか。

**【Dグループ】（参加区：1・5・7・8・9・11・13・33・37・50）**

- ・防災活動名簿は、ほとんどの町内会が面倒ということで作っていない。1つの町内会は、各世帯を回ったら、個人情報なのでと叱られたことがあった。
- ・私の区でも個人情報は出たくないということで作っていないところもある。
- ・災害があった時に必要だと思うが、災害がないので危機感がない。
- ・私の区では、防災活動名簿を半分の町内会が作っている。市からの様式(案)にある内容をすべて記入するのではなく、もっと自由にして作ってもよいと思う。
- ・昔であれば、隣近所がわかっていたが、今は、わからない。知らない人が多い。防犯のためにも、もっと顔の見えるまちづくりをする必要がある。
- ・アパートの住人は認識できない。いざという時のためにも、アパートの管理会社を知っていることが必要。
- ・私の区には、過去に水害もあり、水が浸かる危険のあるところがある。そういうところは意識が高く、災害時の連絡網を作っている町内もある。
- ・緊急時の連絡が、区長だけでなく、町内会長へ来れば、対処しやすい。
- ・災害の際、連絡が、くらし人権課から区長に来ることになっている。
- ・災害時にどう動けばいいのかも指示してもらえるといい。
- ・市のハザードマップに、洪水時の浸水が想定されているが、それは、どういう雨が降った場合なのだろうか。

（企画防災課より）

- ・流域に最大で、24時間で600mm程度の雨が降った場合などを想定している。

**【参考】**

※ 国土交通省庄内川河川事務所が公表している「洪水浸水想定区域図」は、「計画規模」の降雨を想定したものと、「想定最大規模」の降雨を想定したものの2種類があります。

- ・「計画規模」…概ね100年に1度程度起きる大雨（24時間で流域に305mm）
- ・「想定最大規模」…概ね1000年に1度程度起きる大雨（24時間で流域に637mm）

※ 「計画規模」の降雨では最大5～10m未満、「最大想定規模」の降雨では10～20m未満の浸水が市内で発生すると予想されています。

※ 多治見市で現在配布している浸水予想図（洪水ハザードマップ）は、「計画規模」の洪水浸水想定区域図を基に、避難所や防災倉庫などの情報を載せて作成したものです。

- ・市からくる災害時要支援者名簿の中で、亡くなるなどして変わっていることがある。現在、1～3の様式見本を使いながら、防災活動名簿を作成中である。
- ・名簿が難しければ、連絡網の作成を提案したいと思っている。その方が実用的かもしれない。
- ・防災組織の在り方を考え直す必要もある。現在は、活動できていない。
- ・防災行政無線が聞きづらい地域がある。
- ・戸別の受信機もあり、要支援の方は便利だが、工事費も含め、設置に何万円もかかる。
- ・私の区では、平成28・29年ごろから町籍簿がある。要支援者名簿への記載の希望を全員にとる必要があるのだろうか。町内会で作られた名簿を区が持っていれば、問題ないのではないか。
- ・要支援者名簿は市からくるが、個人情報を知られたくないという人もいる。
- ・私の区では、要支援者名簿は区長が持っている。町内では、町籍簿を作ることに力を入れている。そこに要支援者を記入するようにしている。
- ・私が町内会長を受ける時に、町籍簿がなかったので、「町籍簿を作らなければ町内会長は受けられない」と言い、その後ほとんどの町内で町籍簿を作った。災害時のためにも、町籍簿は必要だと思う。
- ・「町籍簿を作らなければ町内会長は受けられない」ということまで言えればよいが、なかなか難しい場合もある。
- ・アパートは、入れ替わりがあり、連絡もつきにくいので、把握が難しい。
- ・災害時の避難所開設等の動きが、市から区長へ来ると動きやすい。

#### 【Eグループ】（参加区：3・4・14・15・16・27）

- ・ピンクのファイル（災害時要支援者名簿）の引き継ぎをして、部外秘と聞いている。
- ・災害時要支援者名簿は、2部コピーし、本物は区長が持ち、コピーは1部を副区長、町内会分のみ1部を町内会長が持っている。
- ・私の区では、災害時要支援者名簿は、区長、副区長、町内会長が持っている。町内会の人々が修正してと頼んでいるのに、反映されていないものがある。
- ・（企画防災課）元のデータは、企画防災課ではなく、福祉部で管理している。更

新しているか疑義がある。簡素化するために、福祉部で一元管理できないか考えている。

- ・隣近所がわかっているので、自然に助けに行くという関係が構築されている。普段から声のかけ合いができていますので、名簿のあるなしに関わらず、確実に助けに行くことができる。
- ・要支援の人に、助けてくれなくてよいと言われても、逆に困る。
- ・私の区では5年に1回更新している。(2つの区)
- ・80歳以上を対象に敬老事業をやったら、3人も亡くなっていた。そんな状況を見ると、毎年名簿の更新が必要かと思う。
- ・私の区では毎年更新している。
- ・火事があった時に、名簿を見せてと言われ、見せられなかった。それを機に作ったと聞いている。
- ・逆手挙げ方式の話をきっかけに、併せて作ろうと思っている。
- ・名簿の内容が伝わらないと意味がない。コピーをたくさんして配付し、個人情報保護のために管理名簿を作っている。一方で、広まらないと支援できない。ここに矛盾がある。
- ・記入用紙を町内会長に渡し、各世帯で記入したものを、無地の封筒に入れてもらう。それを区の役員会に持参してもらい、三役で開封し、町内会へ渡す。その際に、前年の分を回収し、廃棄する。とルール化している。名前、住所、○才代を書いてもらっていて、同意しなければ空白でもOKとしているが、今まで空白で提出された事例はない。